

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十三号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成十二年十二月奈良県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条第三項ただし書」を「第七条第四項ただし書」に、「第十七条第四項」を「第十七条第八項、第二十三条の二の第十四第十三項及び第六十八条の十六第二項」に、「第二十八条第三項ただし書、第三十五条第三項ただし書」を「第二十八条第四項ただし書、第三十五条第四項ただし書」に改める。

第十一条中「第百五十九条の五第一項」を「第百五十九条の五」に改める。

「第7条第 第17条 第28条 第35条 第39条 第40条	「第7条第4項ただし書」 第17条第8項において準用する 第23条の2の14第13項にお き 第28条第4項ただし書 第35条第4項ただし書 第39条の2第2項ただし書 第40条の6第2項ただし書 第68条の16第2項において準
-----------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3項ただし書	「第7条第4項ただし書」
第4項において準用する第7条第3項ただし書	第17条第8項において準用する 第23条の2の14第13項にお き
第3項ただし書	第28条第4項ただし書
第3項ただし書	第35条第4項ただし書
の2第2項ただし書	第39条の2第2項ただし書
の6第2項ただし書	第40条の6第2項ただし書
	第68条の16第2項において準

第7条第4項ただし書

「薬

局

いて準用する第7条第4項ただし書 医薬品製造業
店 舗 販 売 業
卸 売 販 売 業
高度管理医療機器等の販売業及び貸与業
再生医療等製品の販売業」

用する第7条第4項ただし書 」

「薬 局

医薬品の製造業
体外診断用医薬品の製造業
店舗販売業
卸売販売業

高度管理医療機器等の販売業又は貸与業
再生医療等製品の販売業
生物由来製品の製造業」

附 則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。